

令和6年10月22日付け県公報第563号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更し、終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年3月14日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 測量機関
静岡市
- 2 作業の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 3 作業期間
変更前 令和6年8月1日から令和7年3月31日まで
変更後 令和6年8月1日から令和7年2月7日まで
- 4 作業地域
静岡市清水区三保地内